令和７年　瑞浪市議会

議会運営委員会　行政視察報告書

視察日程 ： 令和７年11月10日(月) ・ 11月11日(火)

視察先 ： ①　兵庫県三田市　　②　京都府福知山市



瑞浪市議会　議会運営委員会　委員長　渡邉康弘

目　　次

１．視察概要

・視察の目的・日時と行程

２．視察報告

１）兵庫県三田市　視察報告　【１日目】
・ハラスメント根絶条例について
・会派代表質問について

２）京都府福知山市　視察報告　【２日目】
・議会の活性化と議会改革の取組について
① 議会 BCP 整備と運用について
② 会派代表質問について
③ 議会政治倫理条例について

３．総括

１．視察概要

<table>
<tr><td>視 察 日</td><td colspan="2">令和７年 11 月 10 日（月） ～ 11 月 11 日（火）</td></tr>
<tr><td>視察人数
（８人）</td><td colspan="2">委 員 長　渡 邉 康 弘
副委員長　榛 葉 利 広
委　　員　熊 谷 隆 男　辻　正 之　成 瀬 徳 夫
議　　長　柴 田 増 三
副 議 長　棚 町　潤

随　行　議会事務局　和 田 光 浩</td></tr>
<tr><td rowspan="2">視察日・場所・内容</td><td>11 月 10 日（月）</td><td>【兵庫県三田市】
・三田市議会ハラスメント根絶条例について
条例策定までの過程、制度設計での工夫、意見の調整について
・会派代表質問について
代表質問における議員間調整や、執行部との調整における工夫など</td></tr>
<tr><td>11 月 11 日（火）</td><td>【京都府福知山市】
・議会の活性化と議会改革の取組について
議会改革の歩み
議会 BCP
会派代表質問
議会政治倫理条例</td></tr>
</table>

２．視察報告

【兵庫県三田市議会】

視察テーマ：ハラスメント根絶条例の制定と会派代表質問制度の運用

（１）制度・取組の概要説明

三田市議会では、議員による職員への不適切な言動が繰り返されたことを背景に、「三田市議会ハラスメント根絶条例」を制定しました。条例には、第三者委員会による調査・認定、公表制度、行動指針の策定などが盛り込まれています。議員の行動を外部の目で確認する仕組みを整え、透明性と抑止力を重視しています。

また、会派代表質問制度は３月定例会に限定して実施され、会派人数に応じて質問時間を配分し、質問内容は事前に幹事間で調整する仕組みとなっています。

（２）実態・運用状況

条例は議会内外に周知され、第三者委員会も設置済みです。

会派代表質問は、会派内で意見をまとめて代表者が質問する形で運用されており、発言機会の公平性を保つ工夫が見られました。

（３）改善点・課題

条例の実効性を高めるためには、継続的な検証や研修が必要とされています。代表質問制度については、個々の議員の視点が反映されにくい側面があり、少数会派や無会派議員への配慮が課題とされています。

（４）考察・所見

瑞浪市議会では、現時点で議員による深刻なハラスメント事案は確認されていませんが、未然防止の観点から市執行部と連携してカスタマーハラスメントなども含めた制度制定の検討には参考となります。職員や議員が安心して職務に臨める環境を整えることは、議会の健全性を支える基盤となります。

会派代表質問制度については、瑞浪市議会の現状の会派構成では、導入の効果は限定的であり、現時点では制度化の意義は少ないと考えられます。以前の様に複数の会派で議会が構成される場合は効果のあるため再検討の必要性が高くなります。

【京都府福知山市議会】

視察テーマ：議会の活性化と議会改革の取り組みについて
（議会 BCP、会派代表質問、議会からの政策提言、議会政治倫理条例）

（１）制度・取組の概要説明

福知山市議会では、災害時に議会機能を維持するため「議会 BCP（業務継続計画）」を策定しています。タブレット端末を活用した安否確認や情報共有体制を整備し、年１回以上の防災訓練を実施し、震度７の地震を想定した初動対応や議会災害対策会議の設置など、具体的な対応が決められています。

会派代表質問は３月定例会に限定して行われ、質問順は「持ち回り制」で、年度ごとに各会派が最初の代表質問を担当し、公平性を確保しています。

さらに、令和７年４月には「福知山市議会議員政治倫理条例」が施行され、議員の行動規範を明文化しました。市民からの申し立てや審査請求が可能な仕組みも整えられています。

（２）実態・運用状況

災害時にも業務が継続できるよう、日頃の会議資料の閲覧や連絡調整にタブレットを活用することで全議員が操作に習熟することを目指しています。平常時からの活用を通じて、有事の際にも混乱なく安否報告や情報共有ができるよう、実効性の高い運用体制の構築を図っています。

代表質問は公平性を保つ工夫がなされています。

倫理条例の実効性を担保する仕組みとしては、職員アンケートによる評価制度が導入されており、日頃から議員と接する機会の多い職員の視点による評価を定期的に行うことで、同条例が形骸化することを防ぎ、制度としての効果と信頼性が維持・確保されるよう設計されています。

（３）改善点・課題

BCP の訓練では安否報告の重複や写真添付漏れなどの課題があり、報告手順の統一が求められています。代表質問制度については、質問順の公平性は確保されているものの、会派構成の変化に応じた柔軟な運用が課題です。倫理条例の運用に関しては、定期的な評価と市民への説明責任の強化が必要とされています。

（４）考察・所見

福知山市の取組みは、災害対応体制の整備、質問制度の公平性、議員の行動規範の明文化など、議会の信頼性を高める工夫が多く見られました。瑞浪市議会にとっても参考になる部分が多くあります。制度導入にあたっては、議会構成や地域の特性を踏まえ、委員会内で議論を重ねながら検討を進めることが重要です。

３．総括

今回の視察では、三田市と福知山市の議会改革の取組を学ぶことができました。三田市では「三田市議会ハラスメント根絶条例」と「会派代表質問制度」、福知山市では「議会 BCP」「会派代表質問」「福知山市議会議員政治倫理条例」というテーマで、それぞれの工夫や課題を確認しました。

これらの取組は、議会の信頼性を高め、市民に開かれた議会をつくるための参考になります。瑞浪市議会においても、制度導入の是非を含め、委員会内で議論を重ねながら、瑞浪市に合った形で改善を進めていくことが重要です。

兵庫県三田市

視察資料

【質問事項】

◎三田市議会ハラスメント根絶条例について

１．条例制定の前後で、議会にどのような変化があったか。
２．条例制定後、ハラスメント根絶のためどのような研修等を行ったか。
３．ハラスメントの申し立てを議長が受理するにあたり、ハラスメントと建設的な批判等を区別するための判断基準を設けているか。
４．相談窓口について、相談のハードルを下げる工夫はあるか。
５．ハラスメントを行った者を公表することを決める際に考慮したことは何か。

◎会派代表質問について

１．会派代表質問を行う際、会派内、会派間での調整はどのようにしているか。
２．個人による質問と会派代表質問では、運用上の違いはあるか。
３．委員会での会派代表質問はあるか。
４．反問権について、実際に利用された例はあるか。

※三田市は視察資料が一部データで届いていますが、全ての資料を張り付けると膨大になってしまうため、以下のとおり資料作成します。

＜視察資料＞（本紙）

①レジュメ

②三田市議会ハラスメント根絶条例について

・説明資料（パワーポイント）

③会派代表質問について

※資料なし

＜別冊資料＞(DropBox にあります）　※必要であれば印刷してください。

・「三田市議会のハラスメント根絶に向けた行動指針」

岐阜県瑞浪（みずなみ）市議会　議会運営委員会　行政視察

次　　第

令和７年１１月１０日(月)
午後１時３０分～
三田市役所６階 委員会室Ａ

１　開会

２　歓迎の言葉

３　ごあいさつ
瑞浪市議会 議会運営委員会 委員長 渡邉（わたなべ）　康弘（やすひろ）様

４　本市出席者紹介

５　視察事項説明
(1) 三田市議会ハラスメント根絶条例について
～　質疑応答　～
(2) 会派代表質問について
～　質疑応答　～

６　閉会ごあいさつ
瑞浪市議会 議会運営委員会 副委員長　榛葉（しんば）　利広（としひろ）様

～　終了後～　議場見学

三田市議会ハラスメント根絶に向けての取組み

2

三田市議会ハラスメント根絶条例
三田市議会ハラスメント根絶条例施行規程
三田市議会のハラスメント根絶に向けた行動指針

条例制定の背景①

3

1　令和5年11月16日（市長から議長への申し入れ）
『市議会議員の市職員に対する言動の改善について（申し入れ）』
【申し入れの概要】
　議員から市職員に対する、パワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されており、これまでも再三にわたり改善の申入れを行ったが、現時点においても全く改善のされていない。

【具体的言動事例】
① 職員への説明要求時に威圧的かつ高圧的な態度をされた。
② 職員の説明に対して執拗に質問を繰り返した。
③ 職員に対して暴言を吐いた。
④ 職員が上記のような言動を受けている場に遭遇しても、（他の議員は）見て見ぬふりなどの態度であった。

【改善申し入れ】
① ハラスメント防止研修の実施
② パワーハラスメントなどハラスメントに対する意識向上と実践を図ること。
③ 問題行動の監視と報告体制の強化
④ 議会内での問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備を図ること。
⑤ ハラスメント根絶に向けた風土づくり
⑥ 議員間で、また、職員と議員間で注意と牽制し合う風土づくりを図ること。
⑦ ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証

条例制定の背景②

4

Ⅱ　令和6年3月18日（行政監察員への公益目的通報）
【通報の概要】
令和6年3月定例会において、某議員が市幹部職員に対して人格を否定するような発言をした。
当該発言は、三田市議会議員の政治倫理に関する条例に違反すると考えられる。

令和6年4月15日　**不受理**

議会や議員は三田市公益目的通報者保護条例の対象外

【不受理とした理由】
三田市公益目的通報者保護条例では、市職員等が重大な損害を与える行為が生じようとする際に行政監察員へ通報することを定義しており、違法行為等の主体や範囲が、市長の処理権限が及ぶ部門に限られ、議会や議員の議会活動は除外されると解釈されるため。（行政監察員（弁護士）の判断）

条例制定の背景③

5

Ⅰ　令和6年5月2日（市長から議長への申し入れ）
『市議会議員の市職員に対する言動の改善について（申し入れ）』
【申し入れの概要】
令和5年11月16日に特定の議員から職員に対しパワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されたことを受け、改善の申入れ行ったが、現状は未だ改善されていないことから、再度申し入れる。

【改善申し入れ】
① 第三者委員会の設置【新規改善申し入れ項目】
市議会自ら第三者的な立場の委員を含めた実態調査の体制を整備すること。
② 問題行動の監視と報告体制の強化
議会内での問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備を図ること。
③ ハラスメント根絶に向けた風土づくり
議員間で、また職員と議員間で注意と牽制し合う風土づくりを図ること。
④ ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証
パワーハラスメントなどハラスメントを許容しない倫理規定の検証と例規整備

条例制定の背景④

6

1　令和6年5月20日（議長から市長への報告）
『市議会議員の市職員に対する言動の改善について（報告）』

【報告の概要】
1　議長注意（厳重注意）
　市長申し入れにあった具体事例に関与した議員への厳重注意
2　会派への周知徹底
　会派幹事長等に対して市長から申し入れのあったことを報告し、会派においても構成議員へ市職員に対する言動の改善を周知徹底
3　三田市議会においてハラスメント根絶に向け検討する委員会の設置
　①　ハラスメント根絶に向けた条例案及び関連する例規等の制定
　②　ハラスメント根絶に向けた行動指針の策定
4　5月20日開催の議員総会において、全議員へ市職員に対する言動の改善を行うよう周知徹底

9月定例会初日（8月20日）上程を目指す。

9月末に議会の改選を控えていた

議会ハラスメント根絶検討委員会設置

三田市議会ハラスメント根絶検討委員会①

7

- 三田市議会ハラスメント根絶検討委員会の設置及び運営に関する要綱【抜粋】
- （所掌事項）
- ①　市議会におけるハラスメント根絶に関する条例等案の策定
- ②　市議会におけるハラスメント根絶に関する行動指針案の策定
- （組織）
- 会派から１名ずつ推薦

【委員等】（8人）
肥後淳三委員長、林政徳副委員長、松岡信生委員、福田秀章委員、
北本節代委員、井上昭吾委員、水元サユミ委員、森本政直議長

8

三田市議会ハラスメント根絶検討委員会②

回	開催日	主な項目等
第１回	令和６年５月２４日（金）	①正副委員長互選、②スケジュール確認
第２回	令和６年６月１７日（月）	①議員アンケート、②条例（案）
第３回	令和６年６月２４日（月）	①議員アンケート、②条例（案）
第４回	令和６年７月２日（火）	①議員アンケート、②条例（案）
第５回	令和６年７月９日（火）	①条例（案）
第６回	令和６年７月１６日（火）	①条例（案）
第７回	令和６年７月２２日（月）	①条例（案）、②条例施行規程（案）
第８回	令和６年７月２９日（月）	①条例（案）、②条例施行規程（案）、③行動指針（案）
第９回	令和６年８月２日（金）	①条例（案）、②条例施行規程（案）、③行動指針（案）

9

議員からのハラスメントに関する実態調査アンケート

行動指針P29参照

議員から職員へのハラスメント

【目的】市職員の働きやすい職場環境の実現に向けて、議員からのハラスメントに関する実態を把握するために、アンケート調査を実施する

【実施期間】令和6年6月12日(水)～6月21日(金)

【実施方法】LOGO フォーム

【対象者】部長級・次長級・課長級・副課長級の職員　177名　【回答】 171件(96.6%)

（市長部局・教育委員会事務局・消防本部・市民病院事務局・議会事務局・行政委員会事務局職員）

アンケートの回答内容のうち、記述については、あくまでアンケートとして回答があったものを記載しているもので、市として事実を確認したものではありません。

また、誹謗中傷に当たる恐れがある、不適切な表現、ハラスメントとは直接関係ない記述等については削除、割愛或いは表現を変更しています。

10

議員へのハラスメントに関する実態調査アンケート

行動指針P４０参照

議員から議員へのハラスメント

【目的】市議会において議員及び職員の働きやすい職場環境の実現に向けて、議員から議員及び職員から議員へのハラスメントに関する実態を把握し、以って「(仮称)三田市議会ハラスメント根絶条例(案)」及び「(仮称)三田市議会ハラスメント根絶に向けた行動指針(案)」の策定に資するために、本アンケート調査を実施したもの。

【実施期間】令和6年7月1日(月)～令和6年7月5日(金)

【実施方法】無記名項目チェック方式(一部自由記載)

【回収方法】事務局内設置の回答箱へ封入による投函提出

【対 象 者】市議会議員22名 ・・・・・**回答19名(86.4%:提出者の内、全ての項目に無回答１名あり、職員等から議員へのハラスメントに関する項目全てに無回答2名あり)**

【対象期間】現任期中(令和2年 10 月 23 日以降) ※Q35 を除く

アンケートの回答内容のうち、記述については、あくまでアンケートとして回答があったものを記載しているもので、市議会として事実を確認したものではありません。

また、誹謗中傷に当たる恐れがある、不適切な表現、ハラスメントとは直接関係ない記述等については削除、割愛或いは表現を変更しています。

11

三田市議会ハラスメント根絶条例制定

- 【条例案】令和6年9月定例会初日(8月20日)上程

【議員提出議案】三田市議会ハラスメント根絶検討委員会全7議員連名で提出

【採決】全会一致で議決

起立全員

【公布】令和6年8月20日　【施行】令和6年8月20日

※三田市議会ハラスメント根絶条例施行規程及び
三田市議会のハラスメント根絶に向けた行動指針同日施行

12

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容①

前　文

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、職員等の業務及び議員活動並びに市民の福祉に支障をきたし、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失う行為であるとともに、市民サービスの低下につながる行為である。

三田市議会及びその構成員である議員は、市民の負託により二元代表制の一翼を担う重責を理解し、**ハラスメントを断じて許さず**、**率先してこれを根絶し**、職員等と議員が安心して市民のため職務を遂行できる環境を確保することによって、市民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、この条例を制定する。

13

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容②-1

第２条第１項

行動指針2～10ページ

（定義）

本条例の対象とするハラスメントとして、次の５つを定義した。

（１）パワーハラスメント【行動指針2～5ページ】

（２）セクシャルハラスメント【行動指針5～7ページ】

（３）妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント【行動指針7～8ページ】

（４）SOGI(ソジ)ハラスメント【行動指針9ページ⇒次ページで説明】

（５）その他のハラスメント【行動指針10ページ】

14

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容③

第３条

行動指針13ページ

（適用範囲）

（１）議員 → 職員等

（２）議員 → 議員

（３）職員等 → 議員

上記関係以外で発生したハラスメントについては本条例の適用外

付則第２項

条例施行日以後に発生したハラスメント事案

15

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容④

第4条第4項・第5項

行動指針1ページ

（議員の責務）

議員は、（他の議員／職員等）がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該（議員／職員等）に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、**議長に当該事態を報告しなければならない。**

規程第3条第2項

（ハラスメント発生報告書）

事態に遭遇した日の翌日から起算して**14日以内**（休日は除く。）

16

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑤-1

第9条

行動指針13～15ページ

（報告、相談及び申立て等）

① 報告・相談・申立窓口は**議会事務局（課長・副課長の管理職２人）**

② 申立てを受領後、議会事務局で**「受理基準」に適合**しているかを確認

規程第4条第2項

（申立て）

ハラスメント発生日の翌日から起算して**1年を経過した日以後**は原則、行うことができない。

17

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑤-2

規程第7条第1項

行動指針14ページ

（受理基準等）

次の項目に**該当しない**場合は受理

① 適用範囲に該当しない申立て

② **不受理となった事案と同一の事案**に関する申立て

③ **ハラスメント審査会が判断した事案と同一の事案**に関する申立て

④ 条例施行前に行われたハラスメントに関する申立て

⑤ **一度取り下げられた申立て**

⑥ 申立ての内容が具体性や客観性に欠け、十分な調査を行うために必要な事実の摘示がなされていない申立て

⑦ 権利の濫用に該当する申立て

⑧ 誹謗・中傷に該当する申立て

⑨ その他議長が不受理相当と認める申立て

18

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑥

第11条、第12条

（執行機関等への委任）

議長は、前条第１項の規定により調査を行うに当たり、対象者が職員等である場合、市長その他の執行機関（以下「執行機関等」という。）に事実関係の調査に関する事務を委任することができる。

（執行機関等の協力義務）

執行機関等は、前条の規定による調査に関する事務の委任を受けた場合は、第１０条第１項に規定する調査に協力しなければならない。

職員等が議員に対してハラスメントを行った場合
市長その他の執行機関が事実関係の調査を行う

19

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑦-1

第13条

行動指針15～16ページ

（ハラスメント審査会）

1　外部の有識者からなる第三者委員会

2　議長からハラスメント審査会へ**諮問**

①　ハラスメントの認定／不認定

②　ハラスメントに適切に対応するための必要な措置

3　議長から依頼

第１０条第１項に規定する**調査**を審査会に委任することができる。

20

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑦-2

規程第9条～第12条

行動指針15～16ページ

（ハラスメント審査会）

1　５人以内の弁護士等法律の専門的知識を有する者によって組織

→ **1弁護士法人**へ委託（３人の弁護士等）を想定

2　会議は非公開

3　審査会会長は委員に個別の申立てに係る調査を行わせ、調査結果を審査会に報告

4　答申を受けた申立てに関する審査結果を議長へ答申

21

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑧

第14条、第15条

（協力義務）

第９条第１項に規定する申立てに対象者として申し立てられた（議員／職員等）は、第１０条第１項に規定する調査、必要な資料の提供、審査会への出席等を求められたときは協力しなければならない。

第17条第3項

（公表等）

議長は、第１４条の規定により協力を求められた**議員**が調査等に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

22

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑨

第16条

行動指針16ページ

（弁明）

第１４条に規定する議員及び前条に規定する職員等は、審査会において**書面による**弁明することができる。

規程第13条

（弁明）

条例第１６条の規定により弁明をする議員又は職員等は、ハラスメント弁明書を審査会に提出することができる。

1ヶ月以内

23

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑩

第17条

行動指針16～17ページ

（公表等）

（1） ハラスメント審査会にて**議員**によるハラスメントを認定(答申)
（2） 会派代表者会を開催
（3） 議員の氏名等公表
（4） その他必要な措置を講ずる。

職員等による議員へのハラスメントを認定（答申）

（5） 議長から執行機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請

24

三田市議会ハラスメント根絶条例の内容⑩-2

規程第15条

行動指針16～17ページ

（公表等）

1　ハラスメントを行った**議員**の氏名及びハラスメントの概要の公表方法

➡ **三田市議会だより「つなぐ」、三田市ホームページ**等

2　その他必要な措置

①　文書による注意

②　公開の場における陳謝

③　一定期間の出席自粛勧告

④　議員辞職勧告

⑤　研修・講座の受講勧告

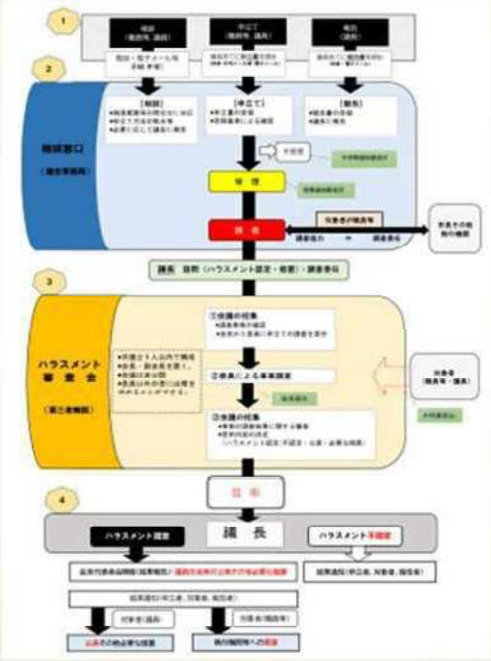
⑥　その他議長が必要とする措置

三田市議会議員の政治倫理に関する条例
施行規則第18条（準用）

三田市議会ハラスメント根絶条例
施行規程第15条第3項

25

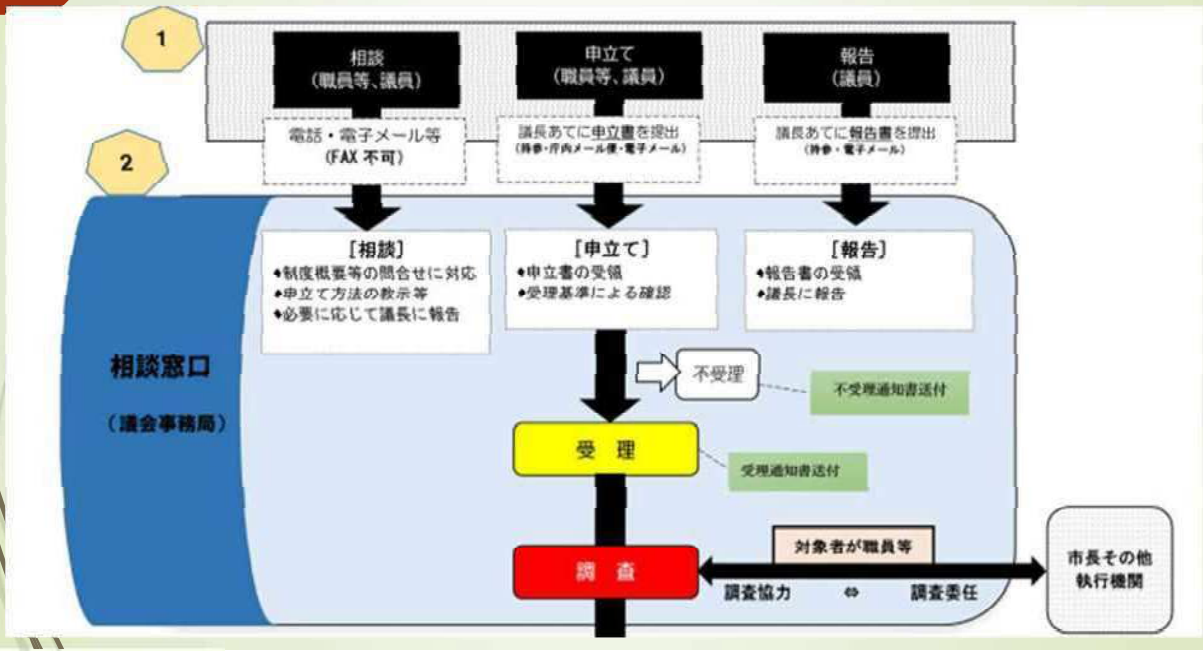
ハラスメント事案の処理の流れ①



・行動指針P１２参照
・別紙（A３拡大図）参照

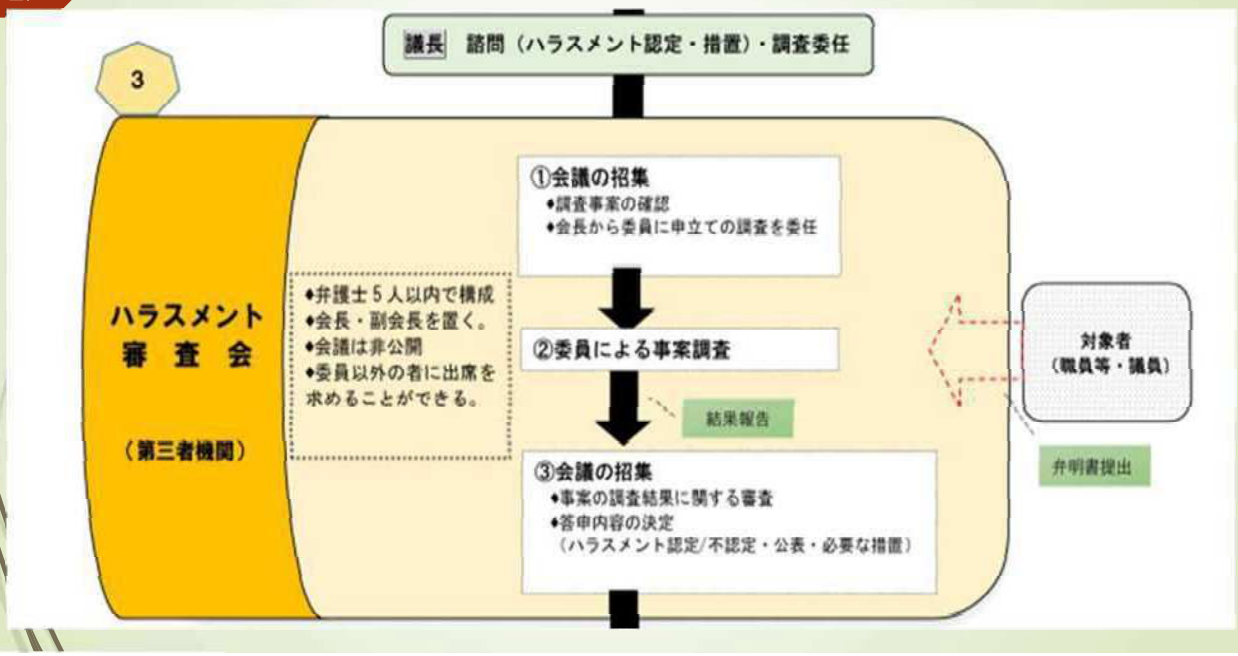
ハラスメント事案の処理の流れ②

26



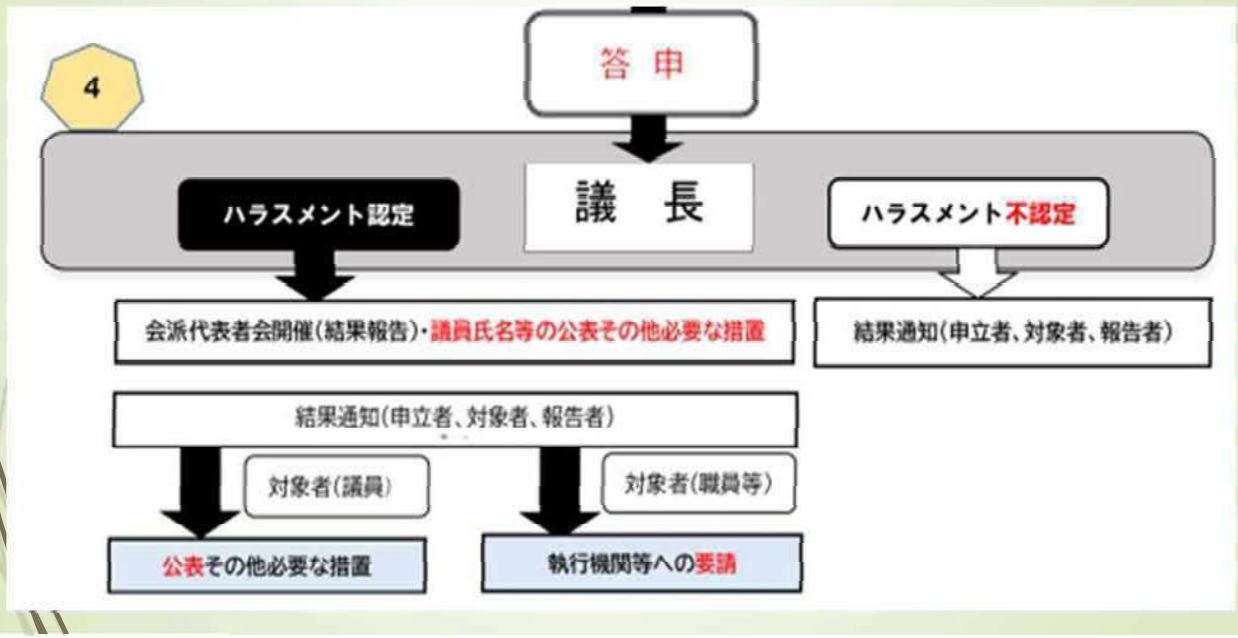
ハラスメント事案の処理の流れ③

27



28

ハラスメント事案の処理の流れ③



29

三田市議会のハラスメント根絶に向けた３つの行動指針

第１　三田市議会は、ハラスメントを許しません。

～市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に努めます～

第２　三田市議会は、「三田市議会ハラスメント根絶条例」を遵守し、迅速に対処します。

～新たな被害者を生まないために、ハラスメント根絶の取組を徹底します～

第３　三田市議会は、ハラスメントに関する議員の知識や対応力を向上させます。

～継続的な研鑽と、プライバシーの保護の徹底に努めます～

30

三田市議会のハラスメント根絶に向けての思い

三田市議会は、自ら検討・提案し、起立全員にて制定した

「三田市議会ハラスメント根絶条例」

「三田市議会ハラスメント根絶条例施行規程」

「三田市議会のハラスメント根絶に向けた行動指針」

以上の三本の矢をもって、ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、市民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、実行性のある取組をこれからも重ねてまいります。

京都府福知山市

視察資料

【質問事項】

＜議会の活性化と議会改革の取組について＞

◎議会 BCP の整備と運用について

１．非常時においてタブレット端末はどのように利用されているか。
２．年度１回以上、防災訓練を実施されていますが、訓練はどのような内容か。
３．これまでの防災訓練の結果、見つかった課題はあったか。

◎会派代表質問について

１．会派代表質問を行う際、質問内容について会派内もしくは会派間での調整はどのようにしているか。
２．個人による質問と会派代表質問では、運用上、ルールなどの違いはあるか。
３．委員会での会派代表質問はありますか。

◎議会政治倫理条例について

※福知山市は視察資料がデータ化されていますが、全ての資料を張り付けると膨大になってしまうため、今回の視察では以下の資料とします。

＜視察資料＞（本紙）

①議会 BCP の整備と運用について

・「福知山市議会資料」抜粋（P28）

②会派代表質問について

※資料なし

③議会政治倫理条例について

・「福知山市議会資料」抜粋（P40～41）
・「市議会議員政治倫理条例について」（説明文）
・「福知山市議会議員の政治倫理基準の違反に関する申立・審査請求の流れ」

＜別冊資料＞(DropBox にあります）　※必要であれば印刷してください。

・「①福知山市議会概要」
・「②福知山市議会資料」（全文）
・「③福知山市議会業務継続計画(議会 BCP)」
・「④福知山市議会議員政治倫理条例」
・「⑤福知山市議会議員政治倫理条例施行規則」

（３）災害発生時の議会の対応

［議会基本条例第７条］（第３項）
　議会は、災害が起きたときには、市民及び市長との間で情報の共有化を図り、オンライン会議（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議をいう。）を含めた、迅速な対応に努めなければならない。

　災害等発生時には、被災状況と問題を把握するために、必要な段階において会議等を招集し、市長等に説明を求めるなど、情報の共有化を図り、必要な対応を協議する。

■ 福知山市議会業務継続計画（議会BCP）の策定
（令和７年４月施行）

◆業務継続計画の目的

　福知山市において過去に発生した台風・豪雨による災害や新型コロナウイルス感染症の対応を教訓に、議会及び議員の役割について、明確な行動指針を定め、災害発生の非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議決機関としての議会が、市の地域防災計画を踏まえ、災害対策本部等と連携を図り、意思決定等の議会の基本的な機能を果たすことを目的として「福知山市議会業務継続計画（議会BCP）」を策定するものである。

福知山市議会災害対策会議の設置

（１）設置基準
議会業務継続計画（議会BCP）の対象とする災害が発生し、かつ、議長が必要と認めたとき。
（２）構成

構成員	議長	副議長	議会運営委員会
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	議会災害対策会議の会務を総理する。	委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。	委員長、副委員長ともに事故あるとき、又は欠けたときは議会運営委員長がその職務を行う。

（３）任務
ア 議員の安否確認を行うこと。
イ 議員からの災害情報を収集・整理し、市災害対策本部等に情報提供を行うこと。
ウ 市災害対策本部等からの災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
エ 市災害対策本部等に対し、要望・提言を行うこと。
オ 必要に応じて、国・京都府等への意見書の提出を行うこと。
カ その他委員長が必要と認める事項に関すること。

■福知山市議会「庁舎避難訓練」

実 施 日：令和６年１１月１５日
内　　容：本会議中に庁舎内で火災が発生した想定で、議場から庁舎外へ避難する訓練を実施



福知山市議会議員政治倫理条例

■条例制定の目的

条例の位置づけは、福知山市議会基本条例の趣旨を実現するために制定されるものである。
議員活動を行う際に遵守すべき行動基準を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

<u>議員政治倫理条例策定の経過</u>

・令和5年度	検討開始
・令和6年8月8日	行政視察 （愛知県犬山市議会）
・令和7年1月24日	条例案策定
・令和7年2月12日	検討会議
・令和7年3月27日	条例案可決
・令和7年4月1日	施行

■ 議員政治倫理条例の構成

・目的（第１条関係）
・議員の責務（第２条関係）
・議員への働きかけの禁止（第３条関係）
・宣誓（第４条関係）
・政治倫理基準（第５条関係）
・請負等に関する制限（第６条関係）
・政治倫理基準の違反に関する申立て等（第７条関係）
・審査請求（第８・９条関係）
・審査会の設置（第１０条関係）
・審査・調査、意見陳述（第１１～１３条関係）
・審査結果（第１４・１５条関係）
・措置（第１６条関係）
・公表（第１７条関係）

条例本文等はこちらを参照

福知山市議会議員政治倫理条例

■議員が遵守すべき１７の事項（第５条関係）

号	禁止行為	説　明
（1）	名誉の毀損、不正の疑惑	議員として品位・名誉を確保し、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
（2）	他人の名誉・人格を損なう発言・情報発信	議員としての発言又はSNS等の情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。
（3）	寄付の受領	政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付を受けないこと。議員の後援団体にあっても、同様とする。
（4）	金品、飲食等の授受	その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等を授受しないこと。
（5）	有利又は不利となる働きかけ	市、一部事務組合又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者等が行う許認可、請負・その他の契約等に関して、特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
（6）	議会での自己・親族への有利な発言	議会の会議で自己・親族の一身上の発言、有利な発言をしないこと。
（7）	市職員等の人事への不当な関与	市職員・指定法人等の職員の人事（職員の採用、昇任、降任等をいう。）に関して、不当な関与をしないこと。
（8）	市職員等への職務執行の妨げ、不正な行為をするよう働きかけ	市職員・指定法人等の職員の公正な職務執行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
（9）	市等への要望の強要	市職員・指定法人等への申入れ・要望を強要しないこと。

号	禁止行為	説　明
（10）	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布による人権侵害	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布等により人権侵害、不快にさせる行為をしないこと。
（11）	地位を利用した嫌がらせ、強制・不当圧力	その地位を利用した嫌がらせ、強制・不当に圧力をかける行為をしないこと。
（12）	差別的な取扱い、人権侵害	差別的な取扱い・言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
（13）	反社会的勢力との関与	暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
（14）	職務上知り得た情報の不当な使用、漏洩・伝達	職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者に漏洩・伝達しないこと。
（15）	職務を妨げる要求の受容	誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
（16）	第三者への政治倫理基準に反する行為の依頼	第三者に依頼し、政治倫理基準に反する行為をさせないこと。
（17）	信用失墜行為	前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

令和7年4月
福知山市議会

市議会議員政治倫理条例について

■条例の説明・解説

議員の政治倫理条例は、市民に信頼される議会づくりを進めるため地方自治体が独自に定める条例です。

■条例制定の理由

経過・背景

議員の政治倫理条例とは、一般的には、地方自治の政治倫理を確立していくことで、議員が公正な職務執行をなすことにより議会運営が適正に行われることを目指しているものです。

政治倫理条例は、昭和58年に大阪府堺市が全国で初めて制定しました。そのきっかけは、「収賄事件で有罪判決が確定した一市議の居座り」でした。それ以降、「自治体の首長や議員など住民を代表とする公職者が、その権限や地位の影響力を不正に行使して、自己または特定の第三者の利益を図ることを防止する」ことを目的とする条例として、全国に広がっていきました。

当初は政治とカネの問題が主な規制の対象でしたが、近年は議員の多種多様な不祥事が見られるようになってきたため、政治とカネの問題に限らず、「議員の職責にふさわしくない行為があったときに、議会として何らかの対処をせざるを得ない」ようになってきており、それを受け、規制目的や対象も多様化してきています。

また、最近に制定・改正が行われた条例は、ハラスメントや情報発信等の基準を設け、社会一般の情勢に適応する規定となっています。

■本市条例の逐条解説

目的（第1条関係）

条例の位置づけは、福知山市議会基本条例(平成24年条例第31号)の趣旨を実現するために制定されるものです。

議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することにあります。

政治倫理が守られていない状態にならないための「事前の予防」と、政治倫理が守られなかった場合の「事後の回復」の、2つの側面があります。

議員の責務（第2条関係）

議員に対し、市民全体の代表者として、その役割の自覚と使命の達成に努める義務があることを示しています。

議員は不正な働きかけがあったときはこれに応じず、議員が政治倫理に反する事実があると疑われた場合、自ら説明責任を果たし、疑いを晴らすように努めなければなりません。

議員への働きかけの禁止（第3条関係）

議員に対する政治倫理に違反する働きかけを禁止しています。

宣誓（第4条関係）

議員は、本条例の内容を理解し、遵守する旨の宣誓をしなければならないことを規定しています。

政治倫理基準（第5条関係）

条例の目的を達成するために、議員が遵守すべき事項を「政治倫理基準」として列挙します。

政治倫理基準を遵守することが、「資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行」を達成していくための前提であり、これらに反する行為は、申立て及び審査請求の対象になります。

政治倫理基準を明示し、議員にとって何をしてはならないかが明確となることにより、①議員の自己規律の指針になること、②市民、職員、議員が、審査請求をすることの要件が明確になること、③議員にとって想定しない理由での恣意的な審査請求を防ぐことが期待できます。

政治倫理基準は、本条例の目的を達するための基準であり、政治倫理とは無関係な私人としての行為まで規律するものではありません。ただし、私人としての行為でも、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある場合は対象になります。

なお、議員として特に注意しなければならない法律(地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法など)の遵守や、市民としての義務(納税や保険料の納付など)の履行は当然のこととなります。

議員が遵守すべき事項

号	禁止行為	説　明
（1）	名誉の毀損、不正の疑惑	議員として品位・名誉を確保し、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
（2）	他人の名誉・人格を損なう発言・情報発信	議員としての発言又はSNS等の情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。
（3）	寄付の受領	政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付を受けないこと。議員の後援団体にあっても、同様とする。
（4）	金品、飲食等の授受	その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等を授受しないこと。
（5）	有利又は不利となる働きかけ	市、一部事務組合又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者等が行う許認可、請負・その他の契約等に関して、特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
（6）	議会での自己・親族への有利な発言	議会の会議で自己・親族の一身上の発言、有利な発言をしないこと。
（7）	市職員等の人事への不当な関与	市職員・指定法人等の職員の人事（職員の採用、昇任、降任等をいう。）に関して、不当な関与をしないこと。
（8）	市職員等への職務執行の妨げ、不正な行為をするよう働きかけ	市職員・指定法人等の職員の公正な職務執行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
（9）	市等への要望の強要	市職員・指定法人等への申入れ・要望を強要しないこと。
（10）	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布による人権侵害	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布等により人権侵害、不快にさせる行為をしないこと。
（11）	地位を利用した嫌がらせ、強制・不当圧力	その地位を利用した嫌がらせ、強制・不当に圧力をかける行為をしないこと。
（12）	差別的な取扱い・人権侵害	差別な取扱い・言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
（13）	反社会的勢力との関与	暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
（14）	職務上知り得た情報の不当な使用、漏洩・伝達	職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者に漏洩・伝達しないこと。
（15）	職務を妨げる要求の受容	誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
（16）	第三者への政治倫理基準に反する行為の依頼	第三者に依頼し、政治倫理基準に反する行為をさせないこと。
（17）	信用失墜行為	前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

請負等に関する制限（第6条関係）

地方自治法第92条の2は、議員が関係私企業へ就職することを制限するものですが、議員が規定を遵守するとともに、市民等が違反を発見した場合は申立てや審査請求を行うことを期待しています。

政治倫理基準の違反に関する申立て等（第7条関係）

早期の解決を図る方法として、政治倫理基準に違反する行為について、有権者、職員又は議員は、議長に対し、申立てをすることができます。
申立ての手続き、期限、処理方法等を規定しています。

審査請求（第8条・第9条関係）

政治倫理基準に違反する行為の存否について、有権者又は議員は審査を請求することができます。
審査請求の条件、手続き、期限、処理方法等を規定しています。

審査会の設置（第10条関係）

議員の政治倫理基準違反を審査する機関である審査会を設置します。

審査、調査、意見陳述（第11条・第12条・第13条関係）

審査会は、政治倫理基準に違反しているかどうかについて審査します。
審査にかかる事情聴取・資料の提出、協力義務、弁明の機会等を規定しています。

審査結果（第14条・第15条関係）

審査結果の報告、措置、対象者への通知を規定しています。

措置（第16条関係）

議員は、政治倫理基準に違反していると認められたときは、これを尊重し、政治倫理の確保措置を講ずべきこととしています。
議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を確保するため、議会の講ずる措置を規定しています。

公表（第17条関係）

審査結果の報告、措置等の概要を速やかに公表します。

福知山市議会議員の政治倫理基準の違反に関する申立・審査請求の流れ

